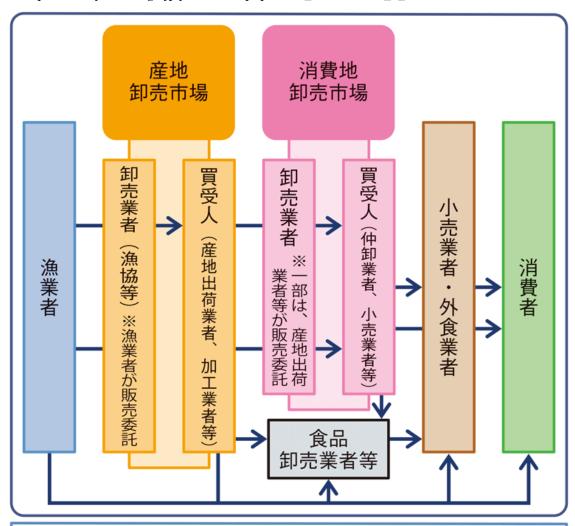
# 4.商品の流通と商法

## 4-1.商品の流通と法規制

(1)商品の流通と民法・商法・消費者法

#### 水産物の一般的な流通経路

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/r01\_h/trend/1/t1\_2\_7.html)



## 産地卸売市場

産地に密着し、漁業者が水揚げした漁獲物の集荷、選別、販売等を行う。

## 消費地卸売市場

各種産地卸売市場等から出荷された多様な水産物を集荷し、用途別に仕分け、小売店等に販売する。



## 事例 4-a 代金の支払時期

タオル製造業者 A は、身の回り品卸売業者 B にバスタオルを売ることになった。A はいつ、バスタオルの代金の支払いを受けられるのだろうか。

代金の支払時期の推定(民573)?

but 商取引の実務(5-2)→企業取引の担保、売買代金債権の現金化

## 事例 4-b 意思表示の効力

アカリさんは、エステサロンで「このままだと 2、3 年後には必ず肌がボロボロになる」と言われ、3 ヶ月 60 万円の美肌コースを契約した。冷静になって考えてみると料金も高すぎるような気がして、アカリさんは契約を取り消したいと思った。

詐欺・脅迫(民96)・錯誤(民95)?

but 特定商取引法(特定商取引に関する法律): クーリング・オフ(6-3)

### その他の法分野と企業取引

商法・民法以外にも、たとえば次の法分野が企業取引の理解にとって重要

- ·独占禁止法
  - →競争秩序の維持(独禁1)という観点から規制
    - 例:著作物の再販売価格維持(独禁 23IV)=独禁 2IX④・19 I の適用除外
- · 倒產法(破產法、民事再生法、会社更生法等)
  - →相手方倒産に備えた行動→実際にどこまで認められるか?
- ・租税法→租負担を軽くするための取引を理解するために
- ・国際取引法、国際私法→国際的な取引を理解するために

(2)商人間契約と消費者契約 \*「商人」間契約→2-1(2)参照

## (a)商人間契約

当事者の関係(情報・交渉力)

→契約自由の原則:契約の締結の自由(民 521 I)・契約の内容の自由(民 521 II)

#### (b)消費者契約

当事者の関係(情報・交渉力)(消費契約1参照)+特殊な販売・代金支払方法

→法の介入 (消費者法)・行政的監督=消費者法 (6)

## 4-2.商人間の売買

(1)商人間の売買に適用されるルール



- · 売買についての商法の規定(商 524~528)
- · 商行為総則(商 504~521)
- ・民法の規定(売買:民555~585、契約総則:民521~548の4、さらに、民法総則)

#### (2)継続的売買契約

例:基本契約が適用される商品の範囲、個別の売買契約の締結方法、商品の納入・ 検査・検収、所有権の移転時期・危険負担、代金の支払方法、契約不適合責任、 免責条項、営業上の重大な事項の通知義務、契約解除、期限の利益喪失

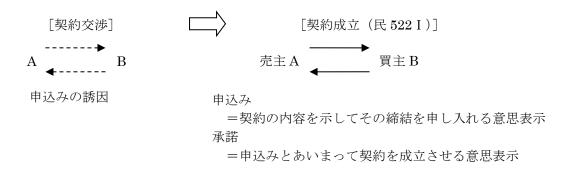
基本契約 (取引基本契約書、売買基本契約書)



例:商品明細、数量、価格、納期、納品場所

#### 4-3.商人間の売買契約の成立

#### (1)契約の成立プロセス



## (a)契約成立(民 522 I)

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(申込み)に対して相手方が承諾をしたときに成立

例:AとBの間でヒノキ角材 20本・代金 10 万円の売買契約

## (b)契約交渉——申込みの誘因

(2)隔地者間で承諾期間を定めないでした申込み(商508 I)

承諾の期間を定めない申込み P (商人) ─── <b>→</b> Q (商人)	
1 (mj/t/	<b>~ Q</b> (何人)
民 525 I :	商 508 I :
相当な期間を経過するまでは	Q が相当の期間内に承諾の通知を発
P は申込みを撤回できず	しなければ P の申込みは効力を失う

申込みの効力——商 508 I (商取引の迅速性)

\*隔地者=申込みと承諾の間に時間的経過を要する相手方 ⇔ 対話者

民法のルール→撤回しなければ?

(3)諾否通知義務 (商 509)

## 事例 4-c 諾否通知義務

機械の製造・販売を営む A は、いつも取引をしている金属商社 B に対して、鋼板 100 枚を購入する旨の申込みをした。 B は、これに対して何も返事をしなかった。

民法の原則

- ⇔ 商509: 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受ける
  - →諾否の通知義務 (I) +承諾擬制 (II)

規定の趣旨=商取引の迅速性、相手方の期待

「営業の部類に属する契約の申込み」とは?

- ・申込みを受けた事柄と従来の取引
- ・営業として行う基本的な取引に関係する申込み(通説)

最判昭 28・10・9 民集 10-10-1072 (喫茶店等を営む者が借地権放棄の申込みを受けた事例)

#### 商 509 の問題点

「営業の部類に属する契約の申込み」であれば、申込みの内容を問わずに適用? 承諾が当然に予想されるような申込みでないとき = 適用が否定されることあり 最判昭  $59 \cdot 5 \cdot 29$  金法  $1069 \cdot 31$  (銀行に対する保証人の脱退申込み) etc.

## (4)契約成立過程の実際

商人間の継続的売買契約

- ・長期の交渉を経て契約締結
- ・ 暫定的な合意
- →暫定的な合意の効力(契約締結に至らなかった場合に、損害賠償を認めるか?)